

海外情報

英国の税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

池 田 美 保

◆SUMMARY◆

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（通称イギリス）に派遣された職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

なお、本稿の内容は、2011 年（平成 23）1 月時点のものである。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

1	はじめに	189
2	英国の概況	189
3	英国の税務当局	190
(1)	概要	190
(2)	組織の変遷	190
(3)	現在の組織構成	190
4	英国の諸制度	193
(1)	英国の税法	193
(2)	バジェットの成立について	193
(3)	スペンディングレビュー	193
(4)	国税と地方税	193
5	英国の税収	194
(1)	英国の歳入	194
(2)	タックスギャップ	194
6	英国税務行政	194
(1)	税務調査について	194
(2)	査察制度	195
(3)	電子申告について	196
(4)	納税者憲章	196
(5)	HMRC の目的、理想、信念	197
(6)	ビジネスプラン	197
(7)	権利救済制度（不服審査、訴訟制度）	198
(8)	税理士制度	199
(9)	税務相談体制	199
7	最近の取組について	200
(1)	大企業への対応	200
(2)	税務アドバイザーとの協調	201
(3)	租税教育や納税者向けのイベント	201
(4)	オンラインサービスの促進	202
(5)	企業支払サポートサービス	202
(6)	民間への業務委託	203
(7)	不正確な税務申告に対する罰則規定	203
(8)	悪質な納税者の情報公開制度	203
(9)	経費削減への取組（人員、事務所の削減）	204
(10)	PAYE 問題への取組	204
(11)	租税回避への取組（Anti-Avoidance Strategy）	205
8	英国税制の概要（2010/2011 年度）	208

(1) 個人所得税 (Income Tax)	208
(2) キャピタルゲイン税 (Capital Gains Tax)	210
(3) 法人税 (Corporation Tax)	210
(4) 付加価値税 (Value Added Tax)	211
(5) 印紙土地税 (Stamp Duty Land Tax : SDLT)	211
(6) 印紙税、印紙準備税 (Stamp Duty, Stamp Duty Reserved Tax)	212
(7) 気候変動税 (Climate Change Levy)	212
(8) 埋立税 (Landfill Tax)	212
(9) 相続税 (Inheritance Tax)	212
(10) 保険料税 (Insurance Premium Tax)	212
(11) 酒税 (Alcohol Duties)	213
(12) 航空旅客税 (Air Passenger Duty)	213
(13) ギャンブル税	213
(14) 炭化水素油税 (Hydrocarbon Oil Duty)	213
(15) 砂利税 (Aggregates Levy)	213
(16) 銀行税 (Bank Levy)	213
(17) 銀行賞与税 (Bank Payroll Tax)	213
(18) タバコ税 (Tobacco Products Duty)	213
9 おわりに	213

1 はじめに

本稿は、英国の税務行政の説明を行うに当たり、英国の概況や制度に簡単に触れるとともに、英国の税務行政における一般的、特徴的な取組及び税制について述べたものである。本稿の内容は、英国歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs、以下「HMRC」という。) が公開しているウェブサイトからの情報、報道資料、書籍のほか、HMRC 職員、会計事務所職員等からの話を基に作成しており、本稿に関する意見、コメント等はすべて筆者の個人的見解である。また、データは本稿執筆時 (2011 年 1 月) のものであり、為替レートも執筆時のレート (1 ポンド=130 円) で計算している。

2 英国の概況

英国の正式名称はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Island) であり、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから構成される。国土は約 24 万 3 千^{km}で日本の約 64%、人口は約 6,160 万人で日本の約半分である (図表 1)。マン島 (Isle of Man) とチャネル諸島 (Channel Islands) は連合王国の一部ではなく、独自の立法議会と法律制度を持っているが、英国政府はこれらの島の防衛と外交に関して責任を持っている。

図表 1 日本との比較 (※)

	日本	英国
国土面積	377,930 k m ²	242,900 k m ²
人口	約 1 億 2760 万人	約 6,160 万人
名目 GDP (国民総生産)	49,000 億米ドル	26,660 億米ドル
一人当たり名目 GDP	38,371 米ドル	43,544 米ドル

※データは「世界の統計 2010」(総務省統計局)による。

英国は、憲法に従って、世襲の単独の君主により統治される立憲君主制国家であり、現在の君主は女王エリザベス 2 世である。議会は日本と同様二院制であり、貴族院(House of Lords)と庶民院(House of Commons)から成る。2010 年 5 月の総選挙により、それまで政権を握っていた労働党から、保守党と自由民主党の連立政権となった。

3 英国の税務当局

(1) 概要

英国の国税庁にあたる HMRC は、2005 年 4 月に内国歳入庁(Inland Revenue : IR)と関税消費税庁(Her Majesty's Customs and Exercise : HMCE)が統合し発足した機関である。従来は、内国歳入庁が直接税と国民保険料の企画立案及び執行を、関税消費税庁が関税と間接税の企画立案及び執行を担当していたが、顧客サービスの向上、情報の共有による効率性の向上のために組織の再構築を行ったものである。また、組織再編と同時に、政策立案機能については財務省(Her Majesty's Treasury : HMT)が、執行については HMRC がそれぞれ担当することになった。

現在 HMRC では、関税を含む国税の賦課、徴収のほか、国民保険料の徴収、国家の各種手当の支払い、国家最低賃金保障の執行、学生ローンの管理等を行っている(図表 2 HMRC 庁舎(100 Parliament St))。

図表 2 HMRC 庁舎(100 Parliament St)



(2) 組織の変遷

1833 年: 租税庁(Board of Taxes)と印紙税庁(Board of Stamps)が合併して印紙税租税庁(Board of Stamps and Taxes)となる

1849 年: 印紙税租税庁に間接税庁(Board of Excise)が加わり、内国歳入庁となる

1909 年: 内国歳入庁から間接税部門が分離後、関税庁(Board of Customs)へ移管し、間接消費税庁が発足する

2005 年: 内国歳入庁と関税消費税庁が統合し、4 月 18 日に歳入関税庁が発足する

(3) 現在の組織構成

HMRC は、財務省の外局(non-ministrial government)であり大臣を持たないことから、大臣による指揮命令を受けない特殊な組織である。つまり、財務省の包括的な指揮下にはあるものの、コミッショナーの裁量による日常業務の遂行が可能である⁽¹⁾。コミッ

ョナーは女王により任命され⁽²⁾、税の徴収及び管理、社会保険給付管理を軸とした税務行政を執行する役割を持つ⁽³⁾。コミッショナーはオフィサーを任命し、オフィサーはコミッショナーの指揮の下、コミッショナーの持つ役割のうち、規則（statutory instruments）の作成等を除くすべての機能を代行することができる⁽⁴⁾。現在6名存在するコミッショナーは、HMRCの理事会（Board）や執行委員会（Executive Committee：Excom）のメンバーとして意思決定を行っている。

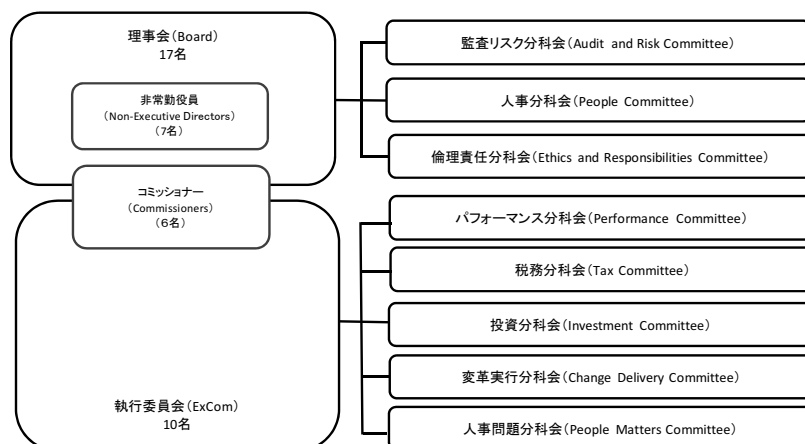
HMRCの全体的な戦略の最終意思決定機関である理事会は、年間10回以上開催されており、議長（Chairman）を筆頭に現在17名のメンバーにより構成されている。17名のうち、執行権を持っていない（Non-executive）7名（議長を含む）は、様々な経歴を持つ者からの意見を取り入れるために、外部からの採用を行っている。また、理事会は、①組織のガバナンスやリスク政策について、独立した立場で助言を行う監査リスク分科会（Audit and Risk Committee）、②職員の福利厚生、機会均等について効果測定を行う人事分科会（People Committee）、③HMRCが倫理的かつ責任を持った行為を行っているかどうかを独立した立場で助言を行

う倫理責任分科会（Ethics and Responsibilities Committee）の、3つの分科会を持っている。

実務的な意思決定については最高執行役兼事務次官（Chief Executive and Permanent Secretary）をトップに据える執行委員会が毎月2回会合を行っており、現在メンバーは10名である。また、税に関する政策、戦略についての最高責任者として税務事務次官（Permanent Secretary for Tax）が任命されている。

執行委員会には、①目標に対する遂行能力を納税者サービスと効率面から評価するパフォーマンス分科会（Performance Committee）、②税務の問題について事前に調整を行う税務分科会（Tax Committee）、③HMRC内の変革政策に関する投資決定を行う投資分科会（Investment Committee）、④HMRCの投資プログラムが確実に遂行できているかを監督する変革実行分科会（Change Delivery Committee）、⑤執行委員会の職員関連戦略の監督を行う人事分科会（People Matters Committee）の5つがあり、これらの分科会は年間に5回から12回会合を行っている（図表3）。

図表3 HMRCの委員会構成（イメージ）

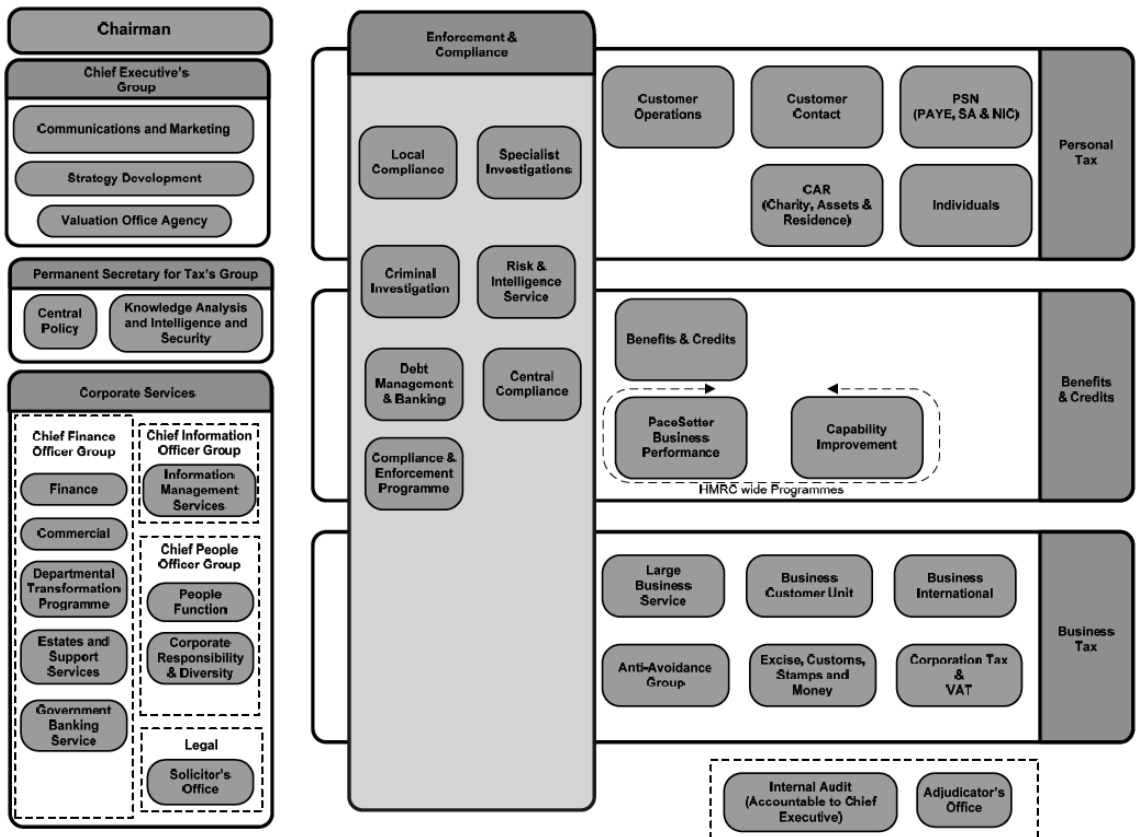


HMRC の実務執行組織は4つの分野に分かれておりそれぞれ①個人課税部 (Personal Tax)、②給付部 (Benefits and Credits)、③企業課税部 (Business Tax)、④執行及びコンプライアンス部 (Enforcement & Compliance) となっている。さらに、これらの実動部隊をサポートするグループとして、①税務についての政策立案、情報分析等を行う税務事務次官グループ (Permanent Secretary for Tax's Group)、②財務管理等を行う会計部長グループ (Chief Finance Officer Group)、③情報管理を行う情報部長グループ (Chief Information Officer Group)、④人事を含む組織管理を行う人事部長グループ

(Chief People Officer Group)、⑤法廷、事務弁護士グループ (General Counsel and Solicitor's Group) がある。

なお、英国の税務行政組織は日本のようにピラミッド状の組織ではない (図表4)。中小企業や大規模法人課 (Large Business Service、以下「LBS」という。) が管轄する企業⁽⁵⁾以外の大企業を扱う大規模法人課 (Large&Complex) という部署があり、各地の税務署に設置されているが、各税務署は、例えば税務相談センターや国民保険窓口などの、各地方のニーズに合わせた機能をそれぞれ持っている。

図表4 HMRC組織図 (2010年7月現在)



4 英国の諸制度

(1) 英国の税法

英国の税法は各種税法、規則、判例、HMRCのガイダンスなどから成り立っている（ただし、ガイダンスは法的な拘束はない）。また、毎年発表されるバジェット（Budget）に従って制定される財政法（Finance Act）にその年の税制改正が盛り込まれている。

英国は EU 加盟国なので、EU 法と英国の国内法が合致しない場合は EU 法が優先的に適用となる。

(2) バジエットの成立について

英国におけるバジェットとは、毎年財務大臣により発表される財政、経済報告のことであり、最初に発表が行われたのは1720年代、当時の首相であったウォルポールによるものであった。バジェットでは、翌会計年度の税制改正や、予算の使途及びその財源についても発表されるため、毎年バジェットが発表されるとマスコミはその話題で持ちきりになる。

バジェットの発表はいつでも行うことができるが、最近では毎年会計年度開始日（4月1日）前後の火曜日に行われている。また、1997年より、秋にプレバジェット（Pre-Budget）と呼ばれる中間報告が発表されており、翌年のバジェットの方向性も示される。バジェットの発表後、財政法が下院で可決され、上院の審議、女王の裁可を経て7月ごろに予算が成立する。

2010年は、例年と同様3月にバジェットが発表された後、5月の総選挙で労働党から保守党及び自由民主党の連立政権へと政権交代が行われたため、急きょ6月に緊急バジェット（Emergency Budget）が発表された。

(3) スペンディングレビュー

スペンディングレビュー（Spending Review）とは、今後数年間にわたる各省庁の支出のうち、主要な項目について政策的な金額目標を設けるものであり、バジェットで掲げられた内容の具体案を示すものである。2、

3年に一度財務大臣により発表されている。

HMRCは、2007年の包括スペンディングレビュー（2007 Comprehensive Spending Review）と2009年のバジェットにおいて、2011年3月までに総額で7億5,400万ポンド（約980億2千万円）の支出削減目標をたてており、最新のレポートによれば、HMRCは2010年3月時点で4億8千万ポンド（約624億円）の支出削減に成功している。

さらに、2010年10月発表された最新のスペンディングレビュー（2011/12年度から2014/15年度までを対象）によると、2011/12年度から2014/15年度までの対象期間において、HMRCは25%のコスト削減を行うこととなっている。

(4) 国税と地方税

英国には都道府県又は市町村にあたるカウンティ、ディストリクト、ユニタリー、シティという分類があり、さらにイングランド以外のスコットランド、ウェールズ、北アイルランドには地方政府が存在する。

英国の税体系はほとんどが国税で成り立っているため、地方税のみで地方の財源を賄うことは難しく、地方当局は慢性的な税収不足に悩まされている。現在、地方政府は必要な財源のうち約25%を地方税により賄っており、残りは中央政府からの交付金等に依存した形となっている⁶⁾。

現在地方税にはカウンスルタックス（Council Tax）と呼ばれているものがあり、これは、HMRCの一機関である資産評価庁（Valuation Office Agency : VOA）が算定した居住用不動産の評価額に対し、不動産占有者に課される税である。カウンスルタックスの税額は資産税の要素と住民税の要素により成り立っている。居住している資産の価値により税額の50%が確定し、残り50%はその資産に居住する成人2人が負担する形になる。居住用資産に1名の成人しか居住していない場合は税額の25%が減免される一方、成人の

居住者が3人になっても税額は成人2名の場合と変わらない形になっている。

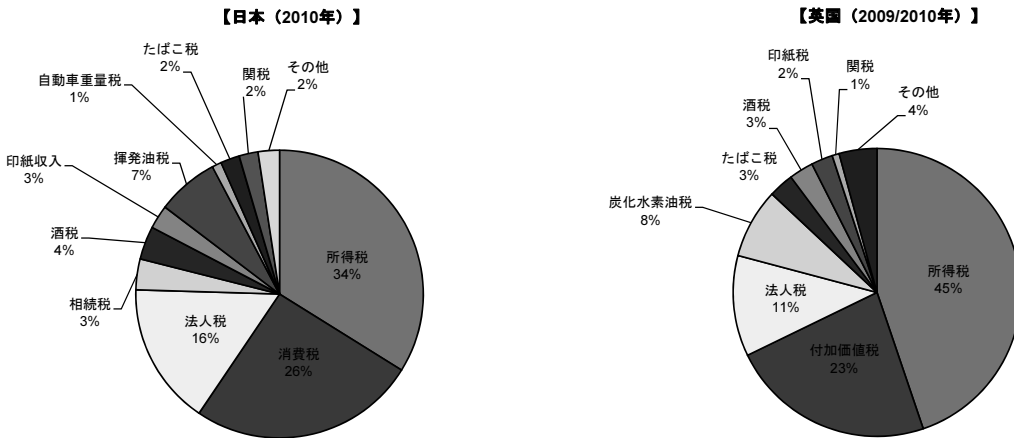
また、資産評価庁が算定した事業用不動産の評価額を基準に、不動産占有者に対して課されるビジネスレイツ（Business Rates）があり、国税の形式をとっているが、いったん国庫に納められた後、各地方自治体に分配されている。

5 英国の税收

(1) 英国の歳入

英国における 2009-2010 年度（2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日）における税收は 3,349 億ポンド（約 43 兆 5,370 億円）であり、前年より 73 億ポンド（9,490 億円）減少した。2009-2010 年度の税收の内訳は図表 5 のとおりである。内訳を見ると、所得税、付加価値税（Value Added Tax : VAT、日本でいう消費税）、法人税で税收の約 4 分の 3 以上を占めており、日本と類似した構成となっている。

図表 5 日本と英国の歳入に占める税目の割合



(2) タックスギャップ

タックスギャップ（Tax Gap）とは、実際の税收と徴収すべき税收（すべての納税者が法律の趣旨に従った場合に支払うべき金額）との差額のことをいう。HMRC では 2009 年より主要な税目についてタックスギャップのレポートを公開している。2010 年 9 月に発表された 2008-2009 年度のレポートにおけるタックスギャップは総額 420 億ポンド（約 5 兆 4,600 億円）で、税收のおよそ 8.6%であった。HMRC は、このタックスギャップを縮小することを組織の大きな目標の一つに掲げている。

6 英国税務行政

(1) 税務調査について

英国での税務調査は、コンプライアンスチェック（compliance check 又は enquiries、visits and inspections 等）と呼ばれており、電話や手紙による簡易な接触から臨場調査まで多岐にわたる。

かつての英国では悪質な脱税等に対する税務調査（investigation）及び VAT 調査を除き、日本のように納税者の居宅（事業所）等を訪問し、帳簿等を確認する実地調査による税務調査はあまり実施されていなかったが、2008 年の税制改正により、HMRC の調査権限が拡大され、納税者の事業所等を訪問し

(Inspection power)、帳簿や資産を調査することができるようになった⁷⁾。臨場は基本的に納税者への事前通知を行うが、必要な場合には事前通知なしの臨場も認められている。また、調査対象者に関する話を第三者に聞くことも可能となった。HMRC は調査対象者又は第三者に対して非公式な形で情報提出依頼を行うが、納税者がこれに応じなかった場合、又は依頼に対して合理的な理由なく遅れている場合には、情報提出依頼 (Information notice) と言われる文書を出すことができる。ただし、情報提出依頼の相手方が第三者である場合、納税者の同意又は裁判所の許可が必要となる。

所得税や、法人税の自主申告に対する調査の事前通知は、期限内申告の場合は申告書を受領した日から 12 ヶ月以内 (小規模法人グループ⁸⁾でないグループ法人は申告期限から 12 ヶ月以内) に行う必要がある。調査を行う際は、納税者に対しファクトシート (Factsheets) といわれる説明書を交付する。13 種類あるこの説明書は、税務調査について納税者が理解できるよう、調査の趣旨や納税者の権利などが細かく記載されている。

一方、2006 年 11 月発表された「大企業との関係の見直し (2006 review of Links with Large Business)」⁹⁾により、従来の、調査を主たる接触方法とすることは企業にとっても HMRC にとっても費用の面で効率が悪いとして、大企業との接触方法にリスクベースアプローチ (risk based approach) という方法を導入した。リスク評価は企業の担当者であるカスタマーリレーションシップマネージャー (Customer Relationship Manager : CRM、以下、「CRM」という。) が中心となっていくが、企業と情報を共有し、議論を交わしたうえで最終的な評価を下すことになっている。このアプローチにより高リスクと評価された企業は、低リスクと評価を受けた企業に比して、より頻繁にリスク評価を受けた

り、調査等を受けたりする可能性が高くなる。一方、低リスクと評価された企業は、次のリスク評価 (2 年～3 年後) まで LBS による接触を基本的に受けないこととなっている。LBS 所管の大企業は 2007 年中に 1 度目のリスク評価を終えており、約 40%が低リスクと評価されている。

調査コストの削減は大企業だけでなく中小企業もその対象となっており、HMRC では、以下の取組を実施している。

- ① 軽微な誤り等については臨場ではなく手紙や電話で解決すること
- ② 納税者向けの手紙の内容をより分かりやすくすることにより、納税者の負担を減らすこと
- ③ 問題の早期解決のために、早い段階で問題点や、調査項目を明らかにすること
- ④ VAT や申告所得税の伝統的な調査方法を、納税者と HMRC の双方に効率の良い形に見直すこと

(2) 査察制度

HMRC においても日本と同様、犯則事件を管轄する査察課 (Criminal Investigation) は、執行体制のなかでも重要な位置を占めている。

犯則調査のために必要な権限には情報提出命令の請求権、捜査令状の請求権、逮捕権、逮捕後の捜査権があるが、これらの権限は旧関税消費税庁の管轄業務にしか与えられていなかった。2007 年の財政法¹⁰⁾により HMRC のすべての犯則調査においてこれらの権限の行使が可能になった。

また、特に深刻な案件の場合は、厳格な要件の下、通信傍受、侵害的監視、財産干渉などの権限も与えられている。

HMRC 内で主に査察事案を取り扱う部署は Criminal Investigation だが、そのほかにも Internal Governance、Detection、Risk and Intelligence の合計 4 つの部署に査察官を配置している。訴追すべきかどうかの決定

は、HMRC からは独立した組織（イングランドとウェールズの場合は Revenue and Customs Prosecutions Office、北アイルランドは Public Prosecution Service for Northern Ireland、スコットランドは Crown Office and Procurator Fiscal Service）が行うこととなっており、査察官と HMRC 内の刑事担当弁護士は、刑事訴追すべき事案についてこれらの機関と早期に話し合いを行うこととなっている。

(3) 電子申告について

2001 年のプレバジェットにおいて政府は「給与計算サービスの見直し (Review of Payroll Service)」を発表し、すべての事業主が PAYE (Pay as you earn : 英国における源泉徴収制度) の年度末申告を電子申告で行うことを提唱した。その後、2006 年の「HMRC のオンラインサービスの見直し (Review of HMRC Online Services) ⁽¹¹⁾」において、2012 年までに、企業及びコンピューターの利用が可能な個人による電子申告が可能な体制を整えるべきという方向性を示した。これに伴い、HMRC ではいくつかの主要な申告について申告の義務化を進めている。

イ VAT

VAT 登録事業者のうち年間売上高が 10 万ポンド以上の者及び 2010 年 4 月以降の VAT 新規登録事業者の申告については、2010 年 4 月 1 日から電子申告を義務化する。

ロ 法人税

2011 年 4 月 1 日から電子申告を義務化する。

ハ PAYE

事業主が提出する年度末申告書について、少数の例外を除いて 2011 年の 4 月 6 日から申告を義務化する。

なお、個人の所得税申告については電子申告の義務化を行っていないが、2009-2010 年度の申告においては期限内申告の

うち 74%が電子申告という顕著な結果となっている (図表 6)。その理由として、①紙申告に比し電子申告のほうが 3 ヶ月申告期限を遅く設定されていること、②申告書の処理が早く、早期に還付が受けられること、③紙申告よりも簡単であること、④メディアを利用したオンライン推進キャンペーンを行ったこと、⑤無料のソフトによる申告書作成が可能であること、⑥紙申告では税額計算を自分で行わなかった場合は HMRC が税額を通知するまで納税額がわからないが、電子申告では税額が自動計算されること、⑦紙申告に対して受領確認を行わなくなったのに対し、電子申告では即時に受領確認を受けられること等が挙げられる。

図表 6 個人所得税のオンライン申告件数の推移

申告年度	期限内申告件数	内オンライン申告	オンライン申告率
2005/2006	8,856,552	2,025,425	23%
2006/2007	8,832,105	2,948,983	33%
2007/2008	8,837,932	3,853,227	43%
2008/2009	8,963,661	5,949,510	66%
2009/2010	8,988,029	6,625,382	74%

(4) 納税者憲章

英国では、旧内国歳入庁と関税消費税庁時代にそれぞれ納税者憲章 (Your Charter) を作成していたが、1990 年代前半に廃止された。近年納税者憲章を作成すべきという声が再び高まり、2009 年財政法において、HMRC が納税者の権利義務を定める納税者憲章を作成し、定期的に見直すこと、納税者憲章に記載されている基準を満たすために HMRC がどのような取組を行ったか最低 1 年に 1 回報告する旨が定められた⁽¹²⁾。2009 年 11 月に発表された納税者憲章の内容は以下のとおりである。

イ 納税者の権利 (納税者が我々に求めるこ

とができること)

- ・ 納税者を尊敬します。
- ・ 納税者が正しいことができるようサポートします。
- ・ 納税者を正直者と思います。
- ・ 納税者を公平に扱います。
- ・ プロ意識を持って、誠実に行動します。
- ・ 故意に法を破る者に立ち向かい、法を曲げる者に挑戦します。
- ・ 納税者の情報を守り、プライバシーを尊重します。
- ・ 納税者の代理を受け入れます。
- ・ 我々に接するコストを最少にするよう精一杯努めます。

ロ 納税者の義務(我々があなたに望むこと)

- ・ 正直でいてください。
- ・ 我々を尊敬してください。
- ・ 正しいことをするよう心がけてください。

(5) HMRC の目的、理想、信念

HMRC は、組織として何をするのか、何を目標とするのか、そして納税者 (Customer) とどのように関わっていくのかを明らかにするために、2008 年 11 月に「HMRC の目的、理想、信念 (HMRC Purpose, Vision and Way)」を発表している。その内容は以下のとおりである。

イ 目的 (Our Purpose)

- ・ 英国の公的サービスに資するために税金を使います。
- ・ 財政支援を受けるべき家族や個人を助けます。

ロ 理想 (Our Vision)

- ・ タックスギャップ問題を解決し、納税者が税のシステムを簡単で公平なものと感じ、我々の組織が高度に専門的で効率的な組織だとみなされるようになります。

ハ 信念 (Our Way)

- ・ 我々は、納税者と、納税者のニーズを

理解します。

- ・ 我々は、納税者が、正しいことを容易にできるよう導きます。
- ・ 我々は、大半の納税者は正直であると信じ、尊敬の気持ちを持って接します。
- ・ 我々は、助けが必要な者には積極的に手を差し伸べ、法を曲げたり破ったりする者には厳しい対応をします。
- ・ 我々は、情報にアクセスできる特権があること、それを守ることを認識します。
- ・ 我々は、プロフェッショナルに、かつ誠実に行動します。
- ・ 我々は、自分自身の仕事をこなし、同僚の成功を助けることを誇りにします。
- ・ 我々は、我々の仕事を円滑に行うために必要な技術や手段を開発します。
- ・ 我々は、我々が行うことすべてに対し、常に改善を行います。

(6) ビジネスプラン

HMRC は、上記の理想達成のため、戦略的目標 (Objective) 及びそれに伴うプランを「ビジネスプラン」として毎年公表している。2010 年 11 月に発表された 2011・2015 年のプランは次のとおりである。

イ 連立政権の優先課題

- ・ 納税者中心戦略 (Customer Centric Strategy) (図表 7) を用いて納税者サービス、納税者管理、調査手法を改善し、より効率的、柔軟、効果的な行政機関となる。
- ・ 高リスクの分野に人員を投入し、9 億ポンド (約 1,170 億円) を租税回避、脱税対策に投入する。
- ・ 最新の情報を用いて、使用者及び納税者に対する PAYE サービスを改善する。

図表 7 HMRC の納税者別戦略

	納税者区分	構成比	目的	アプローチ
1	やる気も能力もある (willing and able)	個人納税者の 49% 中小企業の 50% 社会保険給付対象者の 42%	- この区分に属する納税者を増加させる - 自主的なコンプライアンスを向上させる - コストを最低限に抑える - 簡単で公平だとの認識への改善	- 複雑で技術的な質問以外は電子手段で対応する - ガイダンス、検索エンジンの改善及び通信ツールの構築により納税者による自主的な解決ができるようにする - 質的向上をはかるためにプロセスを再構築する - 最もコストのかからない方法へ導き、全体的なコスト削減につなげる - ルールの変化、オンラインによる指導の時のみに手紙や E メールなどの通信手段を使う - 納付困難な者への相談体制を整える
2	一時的に助けが必要 (needs help around customer life events)	個人納税者の 25% 中小企業の 20% 社会保険給付対象者の 52%	- この区分に属する納税者を減少させ、1へ移動させる - 自主的なコンプライアンスを向上させる - 潜在的ルール破りにならないよう抑止する - コストを最低限に抑える - 簡単で公平だとの認識への改善	- 早期の指導、情報、アドバイス - 納税者が正しい手続ができるよう適時にメッセージを送る - 自動的に大勢に通知する一方、リスクの高いところに個別の通知を行う - 必要なときのみ手を差し伸べる
3	常に助けが必要 (always need help)	少数の個人納税者 社会保険給付対象者 ・比較的多い	- この区分に属する納税者を最小限にする - 接触時のコストを削減する - 簡単で公平だとの認識への改善	- コストと必要性を踏まえて様々な手段を織り交ぜた個人へのサービスを実施 - 必要な場合は仲介者を利用
4	潜在的ルール破り (potential rule breakers) 怠慢 (negligent)	個人納税者の 9% 中小企業の 23% 社会保険給付対象者 (6に含まれる)	- この区分に属する納税者を減少させ、1へ移動させる - 自主的なコンプライアンスを向上させる - ルール破りの行動を抑止する	- ルール破りを抑止するための手段として、キャンペーンやコンプライアンス戦略を増やす - 納付困難な者への積極的な接触を行い、接触できない場合は罰則を課す - ルール破りを抑止するために、プロジェクトの成功を公開する - 租税回避に対して、法による規制や報告による手段をまず講じてから個別の訴訟による対策を検討する
5	高額納税者 (大規模かつ複雑) (high value/large/complex)	8,000 人の富裕層 10,400 社の大企業	- 税基盤、ビジネス環境の保全 - 自主的なコンプライアンスを向上させる - 高リスクな分野に人員を配置する	- 個別に関係を築くことによって管理を行う - 報告及び透明性 - 問題の早期解決 - 租税回避に対して、法による規制や報告による手段をまず講じてから個別の訴訟による対策を検討する
6	ルール破り (Rule breakers)	個人納税者の 5% 中小企業の 7% 社会保険給付対象者の 6%	- 存在の把握と税の徴収 - 再びルール破りをしないよう防止する - 高リスクの納税者へ人員を配置する	- キャンペーンのもとで、納税者への接触手段を絞るためにリスクツールを活用する - 追徴税額とともにコンプライアンスも最大限に高めるような接触を行う - 接触後の対応/納付遅延者や接触困難な者を管理する
7	組織犯罪 (organised criminals)	測定不能 (失われた税額は年額 50 億ポンド)	組織犯罪による失われた税額を減らす	- 摘発のために情報を活用する - HMRC の対応基盤を確立するために犯罪組織のシステムやプロセスの変化を見極める - 起訴、資産の回復、犯罪活動の粉砕のための法整備 (必要であれば組織横断的)

ロ 構造改革計画

政府主導でなく、国民主導の政府となる。この目標に対する取組については、HMRC 及び首相官邸のウェブサイトにも毎月掲載される。

ハ 歳出の透明性確保

HMRC の支出について透明性を高めるために、支出の内訳で行政、プログラムの遂行、資本的支出等に分割し、2011 年 4 月までに詳細を含めたバブルチャートを発表する。

ニ 情報戦略

国民に政府の行為を監視させるため、また、赤字を削減し公的支出を効率化するため、必要な情報の公開を行う。一方、個人データの取扱いや行政の執行の妨げになる情報については公開しない。

(7) 権利救済制度 (不服審査、訴訟制度)

納税者が HMRC の処分に不服があった場合、納税者は、HMRC 内での再審査又は訴訟手続により、処分の見直しを求めることができる。

HMRC 内の再審査は、調査等を担当した部署の再審査担当が行い、日本のように別途不

服審判所のような組織は存在しない。処分の日より原則 30 日以内に、所定の様式又は手紙により HMRC に対し不服を申し立てることができる。ただし、合理的な理由があれば期限を経過してもよい。HMRC では事案の担当者以外の職員が申立ての内容を再審査し、通常 45 日以内に納税者に結果を通知する。納税者がさらにその通知に不服がある場合は、通知から 30 日以内に独立した裁判所に訴訟を提起することができる。

訴訟手続については、以前は税目ごとに 4 種類の税務裁判所が存在し、例えば所得税や法人税については、長官から特別委員 (Special Commissioners) 及び普通委員 (General Commissioners) が任命され処分に対する申立ての審議にあたっていたが、2009 年 4 月から、英国法務省 (Ministry of Justice) の管轄の下、HMRC から独立した新しい税務裁判制度がスタートした。この新制度は、簡易裁判所 (First-tier Tribunal) と上級裁判所 (Upper Tribunal) から成り立っており、簡易裁判所は比較的簡素な事案、上級裁判所は複雑な事案及び簡易裁判所からの上訴事案を取り扱う。上級裁判所から上訴された事案は高等裁判所 (Court of Appeal) さらに最高裁判所 (Supreme Court) ⁽¹³⁾ で争われるが、最高裁判所においては、事実関係については審議せず、法の解釈のみを行うこととなっている。

(8) 税理士制度

英国では、日本のように国が認定した国家資格としての税理士・会計士という制度はなく、誰でも税務アドバイザーとして税務・会計業務を行うことができる。そのため、単に納税者の税務アドバイスを行う税務アドバイザーと、税務のほか監査業務も行っている会計士に大別される。税務アドバイザーには、英国勅許税務協会 (The Chartered Institute Of Taxation : CIOT) から資格を付与された「勅許税務アドバイザー」がいる。また、会

計士には、勅許公認会計士協会 (Association of Chartered Certified Accountants : ACCA) 等から資格を付与された勅許公認会計士 (Chartered Certified Accountant)、勅許会計士 (Chartered Accountant) が存在する。すなわち、同業者団体である会計士協会等の要求する要件を満たして会員になることで勅許会計士・勅許税務アドバイザーとして認められるシステムになっている。

監査報告書は、上記の会計団体に属した会計士のうち、団体に特に認められた会計士のみが作成することができ、更にそれらの団体に登録している会計士のうち、団体から証明書の発行を受けたごく限られた会計士のみが監査報告書にサインする資格がある⁽¹⁴⁾。その会計士のサインには、信用力があるとされるが、これは特に法律等で規定されているわけではない。また、税務申告において会計士が作成した税務申告書を是認するとの規定もなく、税務申告書に会計士等がサインをする欄も存在しない。実務上は、納税者から提出された資料を基に会計士が税務申告書を作成し、それを納税者の責任において提出している。

(9) 税務相談体制

税務に関する疑問の解決方法としては、個人が利用する頻度の高い順に①コンタクトセンター (Contact Centre) への電話相談、②ウェブサイトによる情報検索、③手紙、④税務相談センター (Enquiry Centre) での面接相談、⑤第三者への相談、⑥インターネットを利用した E メールによる相談となっている⁽¹⁵⁾。

イ コンタクトセンターへの電話相談

HMRC のコンタクトセンターへ電話をすることにより相談ができる仕組みである。相談内容に従って電話番号が割り当てられており、納税者が聞きたい項目を担当する電話番号に電話をして質問をする。

なお、街中の税務相談センターに設置されている電話から電話することも可能であ

る(無料)。利用可能時間は、相談内容にもよるが、おおむね月曜日から金曜日までは午前8時～午後8時まで、土曜日は午前8時から午後4時までとなっている。このコンタクトセンターは、全国に19か所存在し、年間1億4千万件の電話を受信しているが、非常につながりにくいことが以前から問題視されていた。HMRCでは、この問題に対し比較的簡単な相談に対する自動音声での対応や、ウェブサイトの更新などを行い、電話の応対割合を2008/2009年度の上期における48%から2009/2010年度上期の73%までに改善した。HMRCはさらに、2011年4月までに90%以上の対応を行うことを目標としている。

また、税務アドバイザーに対応するコールセンター番号もあり、混雑時でも優先的に質問できるよう配慮されている。

ロ ウェブサイトの利用及びEメールによる相談

HMRCでは経費削減のため、電子申告等オンラインによるサービスの普及に非常に力を入れており、ウェブサイトの内容の充実にも積極的に取り組んでいる。

また、税務相談センターでは、パソコンを保有してオンラインサービスが利用できる者やネットカフェなどから過去にオンラインサービスを利用したことがある者に対して、原則としてインターネットか電話等を利用するように指導している。

インターネットによる相談は、納税者がHMRCのウェブサイトを經由してEメールを送ることにより行う。ただし、すべての相談をEメールによって行えるわけではなく、また、セキュリティの関係から個人的な内容についての回答は電話や手紙によることとしている。

ハ 面接相談

税務相談センターは全国に282か所存在し、面接形式で税務相談に当たっている。

原則として、週5日、8時30分～17時まで相談を受け付けており、さらに英語が不慣れな者に対する通訳サービス、耳の不自由な者に対するタイプトーク(オペレータが両者の会話を文字化又は音声化するもの)、テキストフォン(文字による通信)による相談も可能である。障害等によりセンターに行くことができない納税者に対しては、納税者宅を訪問して税務相談を提供するサービスも選択できるようになっている。

税務相談センターに入り納税者の様子を見ると、多くの納税者が受付の職員に質問内容を簡単に話した後、センター内に備え付けられている相談用の無料電話(コンタクトセンターへつながる)を利用している。

近年、電話やインターネットによる相談が増加したことに伴い、税務相談センターでの面接相談の利用者が2005-2006年度から2008-2009年度の間に約40%落ち込んだことを受け、面接相談センターの受付曜日の限定、受付時間の短縮を試験的に行うなどの施策を実施しているが、納税者サービスの質を確保するため面接相談センターの数は今後も維持することとしている。

現在、オンライン手続の推進のために、センター内にインターネットへのアクセスのできるパソコンを増設したり、出口調査を行ったりして対面型サービスのさらなる効率化へつなげるというような取組を行っている。

7 最近の取組について

(1) 大企業への対応

現在、HMRCでは、「英国においてより良い企業環境を構築する」という納税者と税務当局共通の目標に向かって、納税者の声を聞き、理解したうえでより効率的な行政を行おうとする、納税者中心の行政を目指している。

HMRCと企業との協力的な関係を構築することを目的としたCRMは、大企業1社に

つき1名指名される HMRC 内の企業専属スタッフであり、企業に精通した担当者の設置により、税務当局と企業の相互理解を深めようとするものである。CRM の役割は、照会の窓口となり、担当企業のリスク評価や、調査の管理を行うなど、企業と HMRC の間に生ずるほとんど全ての事柄に関与する。現在、LBS の管轄企業 770 社を含む2千社の超大企業に対して CRM が指名されており、大企業を対象とした満足度調査においても、CRM のいない企業よりも全体的に高い評価が得られている⁽¹⁶⁾。そのほかの7千社の大企業に対しては2010年6月より導入された Customer-Co-ordinator が指名されている。

また、2009年の税制改正により、一定の条件を満たす大企業及びグループの上級経理担当役員（Senior Accounting Officer、以下、「SAO」という。）は、適正な会計システムを構築及び維持していることを証明するために、合理的な手続をとらなければならなくなった⁽¹⁷⁾。具体的には、自社の会計システムが適正か否かに関する証明書を会計期間ごとに HMRC に提出しなければならない。不注意又は故意によりこの新たな義務を怠った SAO は、個人的に罰則を課されることになる。また、SAO の届出を怠った場合は企業にも罰則が課される。この制度は、企業に新たな負担を強いるためというよりは、企業と HMRC との協力路線の一環として導入されており、企業と HMRC が会計手続について相互に意見交換することがリスクレビューの一環となり、企業の会計システムの改善につながることを目指しているが、企業からはあまり好意的に受け止められていないようである。

(2) 税務アドバイザーとの協同

Working Together は、HMRC と税務アドバイザー団体との会合である。勅許公認会計士協会などの主要な会計士団体と HMRC の職員で Working Together Steering Group を構成し、四半期に一回ミーティングを行うほ

か、地方の税務アドバイザーとの意見交換を行う Local Working Together Meeting という会合を国内5ヶ所において年2、3回行っている。いずれも税務当局と税務アドバイザーの相互のフィードバックを行うことにより、税務アドバイザーや納税者の声を行政に反映させることを目的としている。

そのほかに税務アドバイザーを対象にした改正税法の説明会として、Learning Together というワークショップが各地で開催されており、DVD を利用した制度説明の後、事例研究を行い、各グループごとに意見を交換することによりさらに理解を深めることのできる構成となっている。2010年に行われたイベントにおいては、2007年財政法において制定された不正確な申告書に対する罰則についての説明及び事例研究が行われていた。DVD で紹介される個々の調査事例に基づき、参加している HMRC の職員と会計事務所の事務員が、罰則は何%になるかについてディスカッションを行うという内容だったが、会場では積極的な意見交換が行われていた。

上記のほか、HMRC のウェブサイトには税務アドバイザーのよく利用すると思われる情報を盛り込んだ税務アドバイザー向けのページが設けられており、トップページからアクセスできるようになっている。

(3) 租税教育や納税者向けのイベント

HMRC は2009年5月より、ウェブサイト上に Education Zone という租税教育用のページを開設した。Tax Matters は、Education Zone 中のサイトであり、若い世代に税や社会保険についての知識を深めてもらうための学習ツールである。学生たちの興味をひくために、ビデオやクイズを取り入れるほか、面白いデザインや簡単な分かりやすい説明を行うなどの工夫が凝らされている。また、教師用のページも別に設けられており、学生の年代ごとに作成されたパワーポイントの教材やビデオのダウンロードが可能であり、講義の

ための補助教材も利用できるようになっている。

HMRC ではまた、ボランティアを募り Tax Matters を利用した租税教室を行ったり、コンタクトセンターに学生を招いて職場経験をさせたりする試みを行っている。

Business Active Open Days は、HMRC が主催している無料の情報発信イベントである。新規に事業を始める者や、事業を拡大しようと考えている事業者を対象にしており、イベントには HMRC の担当チーム (Business Liaison Team) だけでなく、関連他省庁も参加し、事業者の様々な質問に対応できるような体制を整えている。公表されたデータによれば、イベントの開始から 3 百万を超える事業者が招かれ、約 3 千回のイベントを開催し、個人から 9 万人を超える予約があった。

Employer Talk は、PAYE の説明会であり、当日は相談コーナーが設けられ個別の質問等にも対応している。

上記のイベントはいずれも予約制となっており、申込みは電話やインターネットにより可能である。

(4) オンラインサービスの促進

HMRC では検索のしやすさ、アクセシビリティ、見た目など、ウェブサイトの改良に力を入れており、現在のところ納税者の反応も非常に良いと言われている。HMRC のウェブサイト⁽¹⁸⁾から得られる情報は非常に多く、各種税の手続きから毎日更新される HMRC の最新ニュース、職員のマニュアルまで多岐にわたっている。

また、英国においては、企業により良いサービスを提供する目的の下、2008/2009 年度より各省庁間の協力関係を推進していくこととしている。HMRC がサイトの管理を行い、20 の省庁からの情報を検索できるビジネスリンク⁽¹⁹⁾というウェブサイトでは、HMRC へのサイトへのリンクのほか、会社登記所 (Companies House) 法人の登記情報の検索

など、事業者向けの主要な情報を提供しており、2011 年 3 月までに全ての省庁のウェブサイトの 95% を網羅する目標をたてている。また、2011 年には、ビジネス・イノベーション・職業技能省 (Department for Business, Innovation and Skills) と会社登記所との協働により、新規事業者がワンクリックでオンラインの企業登録ができるよう開発を行うこととしている。

他方、ディレクトゴブというウェブサイト⁽²⁰⁾は、イングランドとウェールズの英国民を対象とした英国政府の合同サイトである。パソコンだけでなく、携帯電話、インターネット対応のテレビからもアクセスできるようになっている。ディレクトゴブでは、求職情報や病院、弁護士の検索など、様々な公共サービスの情報が入手できるほか、電子申告、パスポートの申請や自動車税の支払い、失業者保険の申請各省庁の行うオンライン申請サービスへもリンクできるようになっている。

ディレクトゴブには毎月 2,600 万のアクセスがあり、満足度調査では概ね 7 割の人々が「非常に役に立った」又は「まあまあ役に立った」と回答している。

(5) 企業支払サポートサービス

2008 年 11 月より開始したプロジェクトとして企業支払サポートサービス (Business Payment Support Service) がある。これは、昨今の厳しい経済事情のなか、支払能力はあるが一時的に資金繰りが厳しくなっている企業に対して支払プランを提供しており、土日を含め週 7 日、電話相談窓口による対応を行っている。

2008 年 11 月のサービス開始から 2010 年 10 月末までに、このサービスを通じて 63 億 8 千万ポンド (約 8,294 億円) の納付額にあたる 371,200 件のプランを提供し、うち 2010 年 9 月までに約 54 億 1 千万ポンド (7,033 億円) を超える納付が完了している。

(6) 民間への業務委託

HMRC は、2008 年に租税債権の回収について民間企業の利用の検討を行い、2009 年 5 月より特定の少額租税債権に関して民間の企業への業務委託を試行的に開始した。2010 年 4 月に発表された、試行的取組の結果をまとめたレポート⁽²¹⁾によると、民間への業務委託により、低コストかつ非常に効率的に租税債権の回収が可能であることが確認された。より多額の租税債権について民間企業の利用が可能であるかについての検討は必要であるが、2011 年以降も HMRC はさらにこの取組を継続することとし、年間 10 億ポンド（約 1,300 億円）の租税債権を民間企業へ移管することとしている。

(7) 不正確な税務申告に対する罰則規定

納税者のコンプライアンスを高めるため、また、悪質な納税者に対する抑制のために、2007 年の財政法により誤った税務申告に対する罰則規定が導入された⁽²²⁾。罰則は、まず、①合理的な配慮を行っていた場合②不注意の場合③故意であった場合④故意及び隠匿に基づく場合で 0% から 100% まで段階的に定められており、不正確な申告の開示を自発的に行った場合は軽減を受けることができる。また、不注意による誤りの場合で一定の要件を満たせば、最長 2 年まで罰則の適用を延期することができる。

導入当初の対象税目は、VAT、申告所得税、法人税、キャピタルゲイン税、PAYE 及び国民保険料、建設産業スキーム（CIS）に限定されていたが、2008 年⁽²³⁾と 2010 年⁽²⁴⁾の財政法により適用対象税目が拡大し、現在ほぼ全ての税目に適用されるようになっている。

2010 年の財政法により、所得税とキャピタルゲイン税にかかる当該罰則規定が改正⁽²⁵⁾され、オフショア収入の申告を怠っていた者は、そのオフショアがどのような地域に属するかによって罰則のレベルが変わり、最高 200% の罰則が課されることとなった。具体

的には、①不正確な申告における収入が英国内又は英国と自動的に預金に係る情報を交換している地域において生じている場合は、従来どおりの罰則が適用となる。しかし、②英国の依頼に基づいて情報を交換している地域の場合は従来の制度の 150%、③英国との情報交換規定のない地域の場合は従来制度の 200% の罰則が課される（図表 8）。

図表 8 不正確な申告に対する罰則のレベル

① 通常の罰則

開示の種類	罰則	不注意	故意	故意かつ隠ぺい
自発的	最大	30%	70%	100%
	最小	0%	20%	30%
自発的でない	最大	30%	70%	100%
	最小	15%	35%	50%

② 依頼により英国と情報交換をしている地域で生ずる所得の脱漏の場合

開示の種類	罰則	不注意	故意	故意かつ隠ぺい
自発的	最大	45%	105%	150%
	最小	0%	30%	45%
自発的でない	最大	45%	105%	150%
	最小	22.5%	52.5%	75%

③ 英国と情報交換規定のない地域から生ずる所得の脱漏の場合

開示の種類	罰則	不注意	故意	故意かつ隠ぺい
自発的	最大	60%	140%	200%
	最小	0%	40%	60%
自発的でない	最大	60%	140%	200%
	最小	30%	70%	100%

※②、③は所得税及びキャピタルゲイン税について適用

(8) 悪質な納税者の情報公開制度

善良な納税者をサポートし、悪質な納税者に対して厳正に対処する制度のひとつとして 2009 年の財政法⁽²⁶⁾に取り入れられた「悪質な納税者の情報公開制度 (Publishing details of deliberate tax defaulters)」により、

HMRC は、故意に税の脱漏を謀った者の名前や業種、脱漏額等について公表できることとなった。以前は、犯則事案についてのみこれらの情報の公表が認められていたが、犯則事案以外でも高額（脱漏税額が2万5千ポンド（約325万円）超）かつ深刻な事案については公開の対象としたものである。ただし、脱漏金額が基準額を超えていても、納税者の対応が迅速かつ自発的である等の一定の条件を満たせば公表しないこととしている。

(9) 経費削減への取組（人員、事務所の削減）

2004年3月、英国政府の税務組織をより効

率的にすることを目的として「英国の未来の財政を司る一歳入官庁の再検討（オドンネル・レビュー）⁽²⁷⁾」が発表された。このレビューは内国歳入庁と関税消費税庁の統合を勧奨するとともに、統合による効率化の結果、2008年3月までに1万4千人相当の人員削減を行うことが可能とされた。

組織統合後、HMRC は早期退職の奨励や新規採用数の削減、他省庁への人員異動により人員削減に努めており、統計によれば、2004/2005年度から2009/2010年度の間に約2万5千人の人員削減を行っている（図表9）。

図表9 職員数の推移

	2004-5	2005-6	2006-7	2007-8	2008-9	2009-10
常勤職員	99,179	94,225	86,436	83,079	77,162	72,953
非常勤			4,937	2,690		742
合計	99,179	94,225	91,373	85,769	77,162	73,695

※Valuation Office Agency（資産評価庁）の人員を除く

出典：HM Revenue & Customs 2009-10 Accounts July 2010

2006年11月より開始した Workforce Change Regional Review Programme は、人員削減に伴い余剰となった施設について地域ごとに見直しを行う取組である。見直しの結果として2008年12月に発表された内容によると、納税者に対し直接サービスを行う税務相談センターを除いて、493箇所のうち258箇所の現存する施設について閉鎖するというものであり、2012年3月までに予定された全ての施設の閉鎖が完了することとなっている。

(10) PAYE 問題への取組

以前、HMRC においては、PAYE の計算を行うにあたり、2か所以上の収入がある者については、職員が机上で再計算を行い、誤りがあった場合は納税者に通知を行っていた。しかし、2か所以上の収入がある者が近年増加していることから、職員の事務負担が過大

となっていたため、新システムを導入し、過去2年間のPAYEにつき再計算を行った。その結果、570万人分の税額計算に誤りがあることが判明した。このニュースは新聞各紙でも大きく取り上げられ、テレビでは特集が組まれ、HMRC のずさんな納税者管理について酷評された。税務事務次官が、当局のミスではないとの内容の発言をしたことが、さらに反発を招いてしまう結果となった。

上記の反省を踏まえ、HMRC では2012年までに使用者からより精緻な情報を得る新しいPAYEサービスを完成させることとした。そして、データの統合、質の向上、過去の未解決事案の解消に向けて、財務省や内閣府の効率化及び改革グループ（Efficiency and Reform Group）との協力態勢で取り組んでいくこととしている。

(11) 租税回避への取組 (Anti-Avoidance Strategy)

イ 一般的租税回避規定

英国には現在一般的租税回避防止規定 (General Anti Avoidance Rule : GAAR) は存在しない。一般的租税回避防止規定を導入すべきだという声は以前からあり、1998 年はドラフトの作成までに至ったが、細かすぎるという理由で採用されず、議論はいったん暗礁に乗り上げた。

現連立政権が 2010 年緊急バジェットで発表したところによると、租税回避に対して、より「持続可能な防御措置」を講じるべきだという見解が示されており、現在一般的租税回避防止規定の導入について検討が行われている。一般的租税回避防止規定に実効性があるのか、また、企業に不要な不確実性を与えることがないか等の議論が専門家で構成される委員会で行われ、成果は 2011 年 10 月に発表される予定である。

ロ オフショア口座開示制度

2006 年、HMRC は金融機関からのオフショア口座の情報開示を巡る訴訟に勝訴し、翌年、金融機関 5 行に対し英国 Resident が保有するオフショア口座の情報を開示するよう義務付ける通知を送付するとともに、2007 年 4 月にオフショア口座開示制度 (Offshore Accounts Disclosure Regime) を開始した。

この制度は、オフショアに口座を保有しているが申告をしていない納税者が自ら進んで口座の内容を HMRC の担当部署 (Offshore Disclosure Facility) に開示し、口座に関連する所得にかかる本税及び延滞税を納税した場合、加算税について軽減税率の適用がある。また、課税されていない金額が 2,500 ポンド (約 32 万 5 千円) 未満の場合は罰金の適用がない。同年 11 月に終了したこの制度によって、4 万 5 千人が開示を行い、本税、加算税、延滞税を合

わせ 4 億ポンド (約 520 億円) を超える税収につながるなど一定の効果を見たが、一方でオフショア口座を所有する者の約 25% しか申告を行っていないことを証明することにもなった。

ハ 新オフショア口座開示制度

2009 年、HMRC はさらに、オフショア口座情報を開示する義務を定めた通知を、300 を超える金融機関へ発行する旨の許可を裁判所から取得し、2009 年 9 月 1 日より新 オフ ショ ア 口 座 開 示 制 度 (New Disclosure Opportunity : NDO) を開始した。期限内に情報提供した者には軽減税率の適用があり、課税されていない金額が 1,000 ポンド (約 13 万円) 未満の場合は罰則を免れる。

2007 年の開示制度が金融機関 5 行の顧客を主に対象にしていたのに対し、今回の開示制度ではオフショアに口座を持つその他全ての者を対象にしており、HMRC は、このような優遇措置を行う制度はこれで最後である旨を表明している。

ニ リヒテンシュタイン情報公開制度

リヒテンシュタイン政府と HMRC は、2009 年 8 月情報交換協定 (Tax Information Exchange Agreement : TIEA) に基づく覚書 (memorandum of understanding) を取り交わし、2015 年 3 月 31 日までの間、リヒテンシュタイン政府は英国の納税者と思われる者に対し申告するよう注意を促し、一方で HMRC は情報登録窓口 (Lichtenstein Disclosure Facility : LDF) を設けることで合意した。

HMRC に早期に開示を行った納税者は罰則について軽減税率が適用され、過失がないとみなされた場合、また、申告していない金額が 1,000 ポンド (約 13 万円) 未満の者は罰金を免除される。リヒテンシュタインの金融機関から連絡を受けた英国納税者が与えられた期間以内に英国に納税し

ていることを証明しなかった場合、金融機関との取引を停止されるなどの制裁を加えられることとなる。

HMRC は登録者数、公開により得られた税収を公開することとしており、2010 年 9 月 30 日時点で 876 の登録があったことを公開している。

なお、税収についての最初の公開は 2011 年 5 月 31 日までに行われる予定である。

ホ 租税回避スキーム報告制度

租税回避スキーム報告制度 (Disclosure of tax avoidance schemes: DOTAS) は、早期にスキームの内容や利用者を把握することにより、租税回避防止法令の見直しを行い、作成されるスキームの数や利用者を削減することを目的として 2004 年に導入された⁽²⁸⁾。報告対象となるスキームの関与税目は現在所得税、法人税、キャピタルゲイン税、VAT のほか、国民保険、印紙土地税となっており、2011 年 4 月からは相続税の一部のスキームについても対象となる。

当該制度により、① 租税回避スキームを作成、販売等する者 (プロモーター)、② スキームを報告していないオフショアのプロモーターからスキームを購入した顧客、③ プロモーターが弁護士などのため守秘義務の観点からスキームを開示できない場合のその顧客、④ プロモーターが存在しない場合 (企業が自社で利用するために作成した社内スキームを含む) の利用者は、税の軽減が得られるスキームについて、基本的にその利用可能時より 5 日以内に HMRC に報告しなければならない。報告されたスキームは HMRC によりそれぞれ番号を付され (scheme reference number : SRN)、プロモーター等はその番号を顧客に通知しなければならない。さらに、顧客又はスキーム利用者は、スキームが収入に反映された申告を提出する際、その番号を申告する必要がある。スキームを報告しなかった場

合、又は顧客に番号を通知しなかった場合等は罰則が科される。

制度の導入当初は、報告をしていないと思われるスキームが存在しても、HMRC は、プロモーター等に対し報告していない理由について質問する権限を持っていなかったため、2007 年の財政法において、開示すべきと思われるスキームのプロモーターへの質問調査権を導入した⁽²⁹⁾。また、2010 年の財政法においては、顧客をプロモーターに紹介する中間業者 (Introducer) に、スキームの情報源を提供させることができるようにし、さらに、プロモーターに顧客の情報を提供する義務や、罰則の強化なども導入された⁽³⁰⁾。

2004 年 8 月から 2010 年 9 月末までに報告されたスキームは直接税のスキームが合計 2,087 件、VAT のスキームが 901 件にのぼる。

2004 年の制度導入以降、49 の租税回避対策措置が導入されている。また、120 億ポンド (約 1 兆 5,600 億円) を超える租税回避スキームの利用防止につながったと言われている。

ヘ スイス口座利子に係る源泉徴収協定

2010 年 10 月、英国政府とスイス政府は、スイスに口座を有するとされている英国人 1 万 5 千人の源泉税を徴収し、税額を英国政府に提供することについて協定を締結する方向で合意を行った。英国においては、2005 年に導入された EU 貯蓄指令に基づき、スイスの金融機関等から英国居住者に支払われた利息等について源泉徴収額の一部につき送金を受けていたが、当該制度は条件付きであることから抜け穴が多いと指摘されていた。

当初は納税者の個別情報も提供を受ける方向で話し合いを進めていたがまとまらず、英国財務大臣は早期に税収を確保する方法を選択したものである。

英国人がスイスの銀行に保有している資産はおよそ 1,000 億ポンドから 1,250 億ポンド（約 13 兆円から約 16 兆 2,500 億円）とも言われており、専門家によれば税収は数十億ポンドにのぼるのではないかとされている。

ト 銀行に対する実施規則

2009 年 12 月、HMRC は銀行に対する実施規則（Code of Practice on Taxation for Banks）を公表した。政府は、銀行が租税回避を行っているのではないかと、また、銀行の行っている取引は一見法に則っているように見えるが、法の精神に反しているのではないかと懸念を持っていた。つまり、この規則は、銀行が法の精神についてよりコンプライアンスを高めるよう規定されたものであり、銀行が新たな租税に関するスキームを利用する場合は直ちに HMRC に報告するなど、HMRC と銀行との密接な協力関係を構築する内容となっている。銀行は、強制こそされないが、当該実施規則にサインすることを推奨されていた。2010 年 10 月、財務大臣は、2009 年の公表以来、英国の大手 15 行のうち 4 行しか実施規則にサインしていないことを取り上げ、未だサインしていない銀行を厳しく批判していたが、これに應える形で 11 月 30 日まで 15 行全てのサインが完了したことが発表された。

チ 租税回避対策グループ

租税回避対策グループ（Anti-Avoidance Group）は、企業課税部（Business Tax）の下、国際企業課税課（Business International）と同じラインで運営されており、HMRC の租税回避に対する戦略の開発、維持、執行を行っている。具体的には、租税回避対策法案に対する助言や、租税回避事案の主導や、報告された租税回避スキームの分析、法で認められた条項に関する事前照会の対応などを行っている。

新たな租税回避防止規定については、英国財務省と共同し、新しい規定に租税回避のリスクがないか調査する一方で、現存する法律に新たな問題が発生していないかの検討も行っている。租税回避対策グループは、把握した納税者の取引や行為のなかで、HMRC が租税回避と判断した内容についてリストを作成し、納税者の判断の参考になるような指針（Signposts）を裁判例とともにウェブサイト上で提供している。また、主として報告されたスキームのなかから、現在租税回避の効果が無いと思われるものについて、利用している、又は利用を予定している納税者に注意喚起するために、スポットライト（Spotlights）というページを設けて事例の紹介を行っている。

リ 無申告対策検討グループ

「無申告者（Hidden Economy）」とは、HMRC が把握していない課税対象者であり、タックスギャップの約 7.5% を占めていると言われている。HMRC では、給与所得者または事業所得のある個人で所得を全く申告していない者を「ghosts」、複数の収入があるにもかかわらず一部しか申告を行っていない者を「moonlights」と呼んでいる。

なお、無申告者の概念は、HMRC により課税基盤を把握されているが過少申告を行っている租税回避とは考え方を異にしている。

2009 年のプレバジェットにより編成された無申告対策検討グループ（Hidden Economy Advisory Group）は、HMRC の執行及びコンプライアンス部長が議長を務めるほか、外部の有識者で構成されており、無申告者の現状分析を行い、HMRC の現在の執行状況に問題はないか検討するなど、健全な納税者として行動させるための方法を政府に提案することとなっている。

ヌ 富裕層ユニット

OECD において富裕層への取組強化が提唱されたことを受け、2009 年 4 月より HMRC 内に富裕層ユニット (High Net Worth Unit、以下「HNWU」という。) が創設された。HNWU においては、当初投資可能資産額が 2 千万ポンド (約 26 億円) 以上の個人 (約 5 千人) を管理対象としていたが、英国政府が 2010 年 9 月、向こう 4 年間 (2010 年 4 月から 2015 年 3 月までの間) において 9 億ポンド (約 1,170 億円) を租税回避や脱税対策に充てることを発表し、投下資金の一部が HNWU の強化に充てられることとなったため、管理対象者を、50%の税率を適用している納税者全員の約 15 万人に増やして対応することとなった。

HNWU は個人課税部内の Charity, Assets and Residence課の中に設置されており、ロンドンのほか、地方 8 箇所に拠点を持っている。それぞれの拠点は 1 名の主任 CRM (Lead Customer Relationship Manager) と、CRM が率いる 6、7 名のグループで構成されており、職員は、申告に関する相談を受け付けたり、申告のチェックを行ったり、必要な場合は調査を行っている。富裕層は大規模パートナーシップや法人、信託との関連を持つことが多いため、HNWU ではそれらの担当課とも協力しながら業務を遂行している。

富裕層として管理した者及びその代理人には、担当者を記載したレターを送付しており、今後も協力体制を構築していく予定である。そのためには、職員が納税者に対する理解を深め、納税者に不必要な負担をかけないようにすることが必要だと考えられている。

また、HNWU の創設に続いて、HNWU の職員と富裕層の代表としての有識者により、外部関係者フォーラム (External Stakeholder Forum) が創設され、2010

年 3 月には最初の会合が開かれた。このフォーラムにおいては、富裕層に対する理解を深めつつ、協力的なコンプライアンス戦略の検討を行うことを目的としている。

8 英国税制の概要 (2010/2011 年度)

(1) 個人所得税 (Income Tax)

近代所得税の基礎となったと言われているのは 19 世紀前半、当時の首相であったアデントンが導入した所得税である。この制度により英国において数年前まで採用されていたスケジュール制 (所得区分によりカテゴリを分ける) が導入された。また、所得の支払者が税を差し引く源泉徴収制度を広めたのもこの時代であった。

また、英国政府は、納税者の責任で税額を計算させることで、それまで賦課課税事務に割いていた人的資源を納税者サービスや、正確でない申告への対応に充てることのできるなどの考えのもとに、1990 年代、所得税、キャピタルゲイン税、法人税などの税目を賦課課税制度から自主申告制度に切り替えた。

イ 主な税法

- ・ Income and Corporation Taxes Act 1988 (ICTA)
- ・ Income Tax (Earnings and Pensions) Act 2003 (ITEPA)
- ・ Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005 (ITTOIA)
- ・ Income Tax Act 2007 (ITA)

ロ 申告年度

4 月 6 日から 4 月 5 日

ハ 申告手続

給与所得や利子所得に関し源泉徴収の後、確定申告

ニ 申告期限

1 月 31 日 (電子申告の場合)

※ 紙ベースでの申告書提出を選択の場合は、10 月 31 日

ホ 課税所得

給与所得、事業所得、年金、利子所得、
投資所得（配当）、政府からの給付金のうち
一定のもの、不動産所得等

へ 税率

図表 10 を参照

図表 10 所得税率（2010/2011 年度）

課税所得帯 (£)	配当	利子	左記以外※ ²
(0～2,440) ※ ¹	—	10%	—
0～37,400	10%	20%	20%
37,401～150,000	32.5%	40%	40%
150,000 超	42.50%	50%	50%

※¹ 2008-09 年から、利子所得のみ 10%の税率が導入されている。

ト 所得控除

基礎控除 6,475 ポンド、視聴覚障害者控除 1,890 ポンド、老年者控除（①65-74 歳の場合—最高 9,490 ポンドの個人控除、②75 歳以上の場合—最高 9,640 ポンドの個人控除、最高 6,965 ポンドの夫婦控除）

※ 2010/2011 年より、基礎控除及び老年者控除に所得制限が加わった。

【参考】Resident と Domicile

国際化が進むにつれて、英国に基盤を置く納税者が英国外で事業等を行うケースが年々増加し、国外の活動に由来する所得にどのように課税するかが問題となる。

英国には、納税義務者の区分として Resident、Ordinary Resident、Domicile の 3 つがあり、それぞれの定義は基本的に以下のとおりであるが、最終的には個々のケースの総合判断となり、議論の多い分野となっている。また、これらの概念は、税法に規定されておらず、判例法に基づいており、一般的な法則は判例に求められる。

① Resident

- ・ 課税年度において 183 日以上英国に居住している者

- ・ 2 年以上滞在する予定で英国に訪問する者
- ・ 定期的に英国に訪問し、平均 91 日以上滞在する者（通常、連続 4 課税年度において判断）

② Ordinarily Resident

- ・ 毎年居住者と判断される者
- ・ 英国を訪問した際に最低 3 年以上居住する意思がある場合

③ Domicile

- ・ 英国に永住する意思のある者
- ・ 永住者の地位は父親から継承するが、16 歳になってから変更することも可能

個人は、複数国の Resident になることは可能であるが、複数国の Domicile になることはできない。英国 Resident は、全世界で発生した所得に課税される。Resident であるが Ordinarily Resident でない又は Domicile でない、という場合、個人は、外国で発生した所得を送金基準（remittance basis）で課税することを選択することができる。

送金基準とは、外国で発生した所得について、英国に送金した際に課税するという制度である。課税年度において外国で発生しているが、送金していない収入が 2 千ポンド（約 26 万円）未満等の場合は申告せずに送金基準を適用することができるが、2 千ポンド以上の場合、また、送金基準を適用する場合、年間 3 万ポンド（約 390 万円）の料金の支払いを求められる（どれだけの期間英国 Resident であったかによる）とともに、英国の所得税における人的所得控除枠や、キャピタルゲイン課税における非課税所得枠を利用できないという条件がある。送金基準を選択しない場合は、通常の発生主義（arising basis）で課税されることとなる。

納税者の区分ごとの課税所得の範囲は図表 11 のとおり。

図表 11 個人の課税所得の範囲（給与所得または事業所得の場合）

Domicile ステータス	Resident または ordinarily resident	発生基準または 送金基準	給与所得			事業所得	
			少なくとも一部英国内で勤務する場合		完全に英国外で 勤務する場合	少なくとも一部が 英国内事業	英国外事業
			英国内勤務部分	英国外勤務部分			
英国内 Domicile	Resident かつ ordinarily resident	発生基準	課税	課税	課税	課税	課税
		送金基準	課税	送金分について 課税	送金分について 課税	課税	送金分について 課税
	Resident だが ordinarily resident でない	発生基準	課税	課税	課税	課税	課税
		送金基準	課税	送金分について 課税	送金分について 課税	課税	送金分について 課税
英国外 Domicile	Resident かつ ordinarily resident	発生基準	課税	課税	課税	課税	課税
		送金基準	課税 (発生基準)	課税 (発生基準)	※ 1	課税	送金分について 課税
	Resident だが ordinarily resident でない	発生基準	課税	課税	課税	課税	課税
		送金基準	課税	送金分について 課税	送金分について 課税	課税	送金分について 課税
	Resident でない	発生基準※ 2	課税	非課税	非課税	課税	非課税
		送金基準	課税	非課税	非課税	課税	非課税

※ 1 雇用者が英国外 Resident のときは送金基準で課税、英国 Resident の場合は発生基準で課税

※ 2 英国 Resident でない場合は、英国内で発生した所得に対して納税義務がある

(2) キャピタルゲイン税(Capital Gains Tax)

1965 年まで、キャピタルゲイン（有価証券その他の資産の売買による利益。資本利得）は課税されていなかったが、公平性の観点から導入された。

損失が生じた場合は繰越することが可能である。また、事業の売却には優遇税率が設けられている。

イ 主な税法

Taxation of Chargeable Gains Act 1992 (TCGA)

ロ 納税義務者

英国 Resident、Ordinarily Resident 及びパートナーシップにおけるパートナー

ハ 課税資産

限定列举されている非課税の資産以外はすべて課税

ニ 非課税資産

車両、年金の権利、損害賠償金、ギャンブルの払戻金等

ホ 所得控除

基礎控除 10,100 ポンド

ヘ 税率

- ・ 所得税率が basic rate で計算される者（課税所得 37,400 ポンド以下の場合）18%

- ・ 所得税率が higher rate で計算される者（課税所得 37,400 ポンドを超える場合）28%

ト 軽減税率

①個人事業者が事業の一部又は全部を売却、②5%以上の持分を所有する法人の役員や従業員が株を処分した場合は最初の50,000 ポンドまで 10%

(3) 法人税 (Corporation Tax)

1965 年の新法制定まで、法人税は所得税法により計算されていた。個人と異なり、キャピタルゲインは法人の所得として法人税が課される。

イ 主な税法

- ・ Income and Corporation Taxes Act 1988 (ICTA)
- ・ Corporation Tax Act2009 (CTA)
- ・ Corporation Tax Act2010

ロ 申告年度

通常は法人の会計年度。但し、12 ヶ月を超えることはできない。

ハ 申告期限

決算日以後 12 ヶ月

ニ 納期限

決算日後 9 ヶ月だが、課税所得が 15 万ポンドを超える場合は四半期ごとの納付が

必要となる。

ホ 税率

図表 12 を参照

図表 12 法人税率 (2010/2011 年度)

課税所得帯 (£)	税率※ 1	
0~300,000	21%	Small profits rate
300,001~150,000	21-28%	On a sliding scale※ 2
150,000 超	28%	Full rate※ 3

※ 1 課税標準全体に課税所得帯の税率を適用する (単純累進税率)。

※ 2 課税所得帯が On a sliding scale の範囲内の場合、別途計算式を用いて税額を計算する。

※ 3 2011 年 4 月以降段階的に Full rate を引き下げることとなった。2010/2011 年度の 28% から 1 % ずつ引き下げを行い、最終的に 24% (2014/2015 年度) となる。

ヘ 課税所得

英国居住法人については、全世界所得。

英国に PE を有する場合は、英国内の活動において稼得した所得。

ト 欠損金

国内における事業損失は、無期限に繰越可能であり、繰戻しについては、直前の 12 カ月について可能である。

チ 減価償却

会計上の減価償却は一旦否認され、代わりに特定の資産に対して capital allowance という控除が認められている。主な capital allowance の種類は以下のとおり。

- Annual Investment Allowance (AIA)
車両以外のほとんどの設備、機械に適用できる。対象となる支出につき 100% の割合で年間 10 万ポンドまで控除可能 (2010/2011 年)。2012 年からは年間 2 万 5 千ポンドに引き下げられる。
- Writing Down Allowance
上記の控除が適用できなかった資産について 10% 又は 20% の控除が可能。

(4) 付加価値税 (Value Added Tax)

付加価値税は、英国が EU に加盟した 1973 年 4 月に購入税 (Purchase tax) に代わって導入された。2009/2010 年には 771 億ポンドの税収があり、これは所得税に続く 2 番目の税源となる。

イ 主な税法

Value Added Tax Act1994 (VATA)

ロ 税率

標準税率 20%、軽減税率 5% (家庭用光熱費、居住用不動産の改築費用のうち一定の要件を満たすもの、女性用生理用品等が対象)、0% (食料品、子供服、公共交通機関等が対象)

ハ 課税事業者

過去 12 ヶ月間の課税売上高及び将来 30 日間の予想売上高のいずれかが 70,000 ポンド以上の個人及び法人等

ニ 申告期間

原則四半期ごとに申告。但し、選択により毎月申告も可能。

年間売上高が 135 万ポンド未満の場合は、選択により年 1 回のみの申告が可能。

ホ 非課税

保険、教育、金融、郵便、土地、埋葬・火葬、宝くじ、文化的サービス (美術館等の入場料) 等

(5) 印紙土地税 (Stamp Duty Land Tax : SDLT)

印紙土地税の基となった印紙税は、1694 年より導入されている英国における最も古い税制度のひとつであり、以前は契約書等の書類に印紙を貼付する形で納付されていた。2003 年に成立した印紙土地税は、文書の有無にかかわらず土地取引等が完了した、又は所有権が移った時に申告義務が発生する。

イ 主な税法

- Stamp Act1891
- Electronic Communications Act2000 (ECA)
- Finance Act2003

- ロ 課税対象取引
土地、建物の売買、リース
- ハ 税率
 - ・ 居住用資産
12.5 万ポンド超 25 万ポンド以下…
1 %、(初回購入者は 2010 年 3 月 25 日
から 2012 年 3 月 24 日まで 0 %)、25 万
ポンド超 50 万ポンド以下… 3 %、50 万
ポンド超… 4 %
 - ・ 非居住用資産
15 万ポンド超 25 万ポンド以下… 1 %、
25 万ポンド超 50 万ポンド以下… 3 %、
50 万ポンド超… 4 %

ニ 申告期間

取引より 30 日以内

(6) 印紙税、印紙準備税 (Stamp Duty, Stamp Duty Reserved Tax)

株を購入した際にかかる税である。印紙税は株式の相対取引、印紙準備税はブローカーを通じた通常ペーパーレスの取引に適用される。印紙準備税は 1986 年より導入された。

イ 主な税法

- ・ Stamp Act 1891
- ・ Electric Communications Act 2000 (ECA)
- ・ Finance Act 1986

ロ 税率 (印紙税)

- ・ 1,000 ポンド未満…免税
- ・ 1,000 ポンド超…取引価格×0.5%
(5 ポンド未満切り上げ)

ハ 税率 (印紙準備税)

取引価格×0.5%

(7) 気候変動税 (Climate Change Levy)

2000 年に政府より発表された気候変動プログラム (Climate Change Programme) の一環として提唱された制度としては気候変動税と埋立税がある。エネルギーの利用削減を目的として 2001 年より導入された。工業及び商業、公共事業等の電気、ガス、石炭、液化石油ガス等の供給に対して課される税であ

る。エネルギー効率を改善したり、二酸化炭素の排出を減らす契約を締結することにより税の軽減が可能になる。

イ 主な税法

Finance Act 2000

ロ 税率

電気…0.0043 ポンド/kwh、ガス…
0.0015 ポンド/kwh、液化石油ガス等…
0.0096 ポンド/kg、その他…0.0117 ポン
ド/kg

(8) 埋立税 (Landfill Tax)

英国の主要なごみ処理方法である埋立地の利用を減らし、企業により環境に優しいごみ処理方法を模索させる目的で 1996 年に導入された。埋立地に廃棄されるごみに対して課税される。

税率は廃棄物や量により異なり、免税対象のごみもある。

税率は現在 1 トンにつき 48 ポンド (軽減税率適用対象ごみについては 2.5 ポンド) となっている。

(9) 相続税 (Inheritance Tax)

現在の相続税は 1986 年に導入されたが、英国には 18 世紀から相続によって取得する財産にかかる税金は存在していた。相続発生以前 7 年間の生前贈与財産も課税対象となる。

イ 主な税法

Inheritance Tax Act 1984 (IHTA)

ロ 課税対象

- ・ 英国 Domicile…全世界にある資産
- ・ 英国 Domicile でない…英国内にある資産

ハ 基礎控除額

325,000 ポンド

ニ 税率

40%

(10) 保険料税 (Insurance Premium Tax)

保険業者が受け取る保険料 (掛け金) に対して課される税。

イ 主な税法

Finance Act1994

ロ 納税義務者

保険料を受け取る保険業者

ハ 税率

6 % (standard rate)

特定の保険については 20 % (higher rate)

(11) 酒税 (Alcohol Duties)

英国内で製造又は輸入された酒類に課される税。スピリッツ、ワイン、サイダー、ビールのカテゴリごとに異なる税率が課される。

(12) 航空旅客税 (Air Passenger Duty)

英国の空港を出発する乗客を乗せた客車に課される税。二酸化炭素の排気量を減らすとともに、二酸化炭素の排出量の多い航空業界に公共財への負担をさせる目的で導入された。税額はヨーロッパ行き、アメリカ行き、カリブ海及びインド方面行き、オーストラリア及びアジア行きの目的地別のカテゴリと席のランクによって8つの分類がある。2009年10月、2010年11月に増税された。

(13) ギャンブル税

英国内に設置されたゲーム機の所有等にかかる遊戯機械免許税 (Amusement Machine License Duty)、ビンゴ経営の利益にかかるビンゴ税 (Bingo Duty)、カジノなどの賭場における利益にかかるカジノ税 (Gaming Duty)、競馬などの賭け事屋の利益にかかる賭け事屋税 (General Betting Duty 又は Pool Betting Duty)、インターネット等の手段を使って賭けを提供する者の利益にかかる税 (Remote Gaming Duty)、宝くじの売上にかかる宝くじ税 (Lottery Duty) がある。

(14) 炭化水素油税 (Hydrocarbon Oil Duty)

英国内で製造又は輸入された石油、コールタール等に課される。税率は、無鉛ガソリン及び重油が 0.5895 ポンド/1 リットル、軽油が 0.6867 ポンド/1 リットル、航空機燃料が 0.3835 ポンド/1 リットルなどとなっている。

(15) 砂利税 (Aggregates Levy)

英国内の岩、砂、砂利の商業的採取に対し課される税である。税率は1トンにつき2ポンドである。

(16) 銀行税 (Bank Levy)

銀行が英国経済及び世界経済に投げかけているリスクに応じ負担をすべきだという考えのもとに2010年の緊急バジェットにより導入が決定され、2011年1月より施行されている。

英国で設立された銀行及び外国銀行の英国子会社等の貸借対照表上の資本及び負債にかかる税である。

(17) 銀行賞与税 (Bank Payroll Tax)

2010年財政法に規定された。2009年12月9日から2010年4月5日までに英国内の銀行等の金融機関から従業員に支払われた25,000ポンドを超えるボーナスに対し50%の税率で課税される。金融機関が納税義務者となり、支払いを受けた個人の所得税に影響を与えない。

(18) タバコ税 (Tobacco Products Duty)

英国内で製造又は輸入されたたばこ製品に課する税。税率はたばこ製品の種類により異なる。2010年財政法により税率が上昇した。紙巻たばこは小売価格の24%プラス1,000本につき119.03ポンド加算、葉巻は180.28ポンド/キロ、手巻たばこは129.59ポンド/キロ、その他のたばこは79.26ポンド/キロなどとなっている。

9 おわりに

現在英国は、戦後最悪の財政赤字を抱え、表面上は汲々としているようにも見える。しかし、この国に暮らしているとなぜかそこまでの悲壮な印象を受けない。例えば、街を歩いていて道に迷っていると何人もの人に「どうしたの?」と声をかけられる。電車で大きな荷物を抱えていたら、老若男女関係なく席を譲ろうとする。店を出る時は「Have a

lovely day!」と笑顔であいさつする。精神的に余裕があるというか、成熟した人々であると感じる。本稿を作成するにあたり HMRC の職員とも何度か接触を行ったが、非常に親切で友好的である。英国は多くの移民を抱え、様々な価値観と共存してきたからなのか、その理由を解明するにはまだ時間がかかりそう

だ。
私が感じた日本と英国の税務行政の違いは、英国はよりオープンかつ革新的であるという点である。ホームページには職員のマニュアルまで公開されており、例えば、納税者や代理人は調査マニュアルを読んで、自らの受ける税務調査がマニュアルに沿って行われているか確認することができる。納税者中心の税務行政を目指し導入された CRM や CRM の行うリスク管理は、企業との協力体制の下、税務リスクについての情報を共有し、将来に向かって英国を企業にとってより住みやすい国にしようというコンセプトの下にあり、従来の調査等で見られたような税務当局対納税者という構図とは全く違う視点を持っている。

一方では、脱税などの悪質な納税者に対する対策も非常に積極的に行っており、租税回避スキーム報告制度などは、毎年のように改正を行い、法律の抜け穴を探そうとする者に対する対策を講じている。また、これらの政策は、明確な導入趣旨を持ち、定期的な効果測定により、納税者にフィードバックが行われている。

先日、英国王室の王位第2継承者であるウィリアム王子の婚約が発表され、英国にも久しぶりに明るいニュースが舞い込んだ。2012年にはロンドンオリンピックも開催される。これらのイベントの経済効果も含め、44歳のキャメロン首相率いる連立政権の下で、英国が今後どのような立ち直りを見せるのか今後も注目していきたい。また、今後も HMRC と日本の国税局の良好な関係を維持すると

もに、英国と日本の間で様々な情報の架け橋となり、双方に有益な情報を提供する手助けができれば、これほどうれしいことはない。

参考1 英国の税目別歳入額と構成割合 (2009-2010年)

税目	金額 (億ポンド)	構成比 (%)
所得税	1,500	44.8
付加価値税	771	23.0
法人税	379	11.3
炭化水素油税	263	7.9
たばこ税	94	2.8
酒税	92	2.7
印紙税	81	2.4
関税	27	0.8
銀行給与税	25	0.7
相続税	25	0.7
保険料税	22	0.7
キャピタルゲイン税	19	0.6
航空旅客税	19	0.6
埋立税	14	0.4
ギャンブル税	10	0.3
石油収入税	10	0.3
気候変動税	7	0.2
採掘税	3	0.1
その他 (※)	-12	—
計	3,349	—

※その他欄は支払期限前の納付額を調整したものである。
出典：HM Revenue & Customs 2009-10 Accounts July 2010

参考2 日本の平成22年度 (2010年) 一般会計歳入予算

税目	金額 (兆円)	構成比 (%)
所得税	12.7	33.8
消費税	9.6	25.8
法人税	6.0	15.9
相続税	1.3	3.4
酒税	1.4	3.7
印紙収入	1.0	2.7
揮発油税	2.6	6.9
自動車重量税	0.4	1.2
たばこ税	0.8	2.2
関税	0.8	2.0
その他	0.9	2.4
計	37.4	—

出典：国税庁レポート 2010

-
- (1) Commissioners for Revenue and Customs Act 2005 Explanatory Note
- (2) Commissioners for Revenue and Customs Act 2005 S1
- (3) Commissioners for Revenue and Customs Act 2005 S5
- (4) Commissioners for Revenue and Customs Act 2005 S13
- (5) LBS においては、大規模法人（売上高 3 千万ポンド（約 39 億円）かつ/又は 250 名以上の従業員のいる法人）10,400 社のうち、多国籍グループ企業 770 社を管轄している。
- (6) Andy Lymer and Lynne Oats (2010) “Taxation Policy and Practice” Fiscal Publications p28
- (7) Finance Act2008 S113 Sc36、Finance Act2009 Sc48
- (8) Companies Act2006 S383 に規定されている。次の 3 つの要件のうち 2 つを満たすグループ法人のこと。①グループ全体の売上高が純額 650 万ポンド以下又は総額 780 万ポンド以下である②貸借対照表の資産総額が純額 326 万ポンド以下又は総額 390 万ポンド以下である③従業員が 50 名以下である。
- (9) <http://www.hmrc.gov.uk/large-business/review-report.pdf>
- (10) Finance Act2007 S82-86 Sc23
- (11) <http://www.hmrc.gov.uk/budget2006/carter-review.pdf>
- (12) Finance Act2009 S92
- (13) 英国においては、従来は上院である貴族院（House of Lords）が最高裁判所の役割を果たしてきたが、司法府の立法府からの完全な分離を目的として、2009 年 10 月に最高裁判所が設立された。
- (14) Companies Act 2006 Part 16 para503、504、Part42 para1212、1217
- (15) 「コンタクトセンターの見直しにかかる効果測定（What will be the impact of HMRC's proposal to reshape its face to face Enquiry Centre Service?）」<http://www.hmrc.gov.uk/consultations/contact-centre-open.pdf>
- (16) Large Business Customer Survey Full Report, August 2010
- (17) Finance Act2009 Sc46
- (18) <http://www.hmrc.gov.uk/index.htm>
- (19) <http://www.businesslink.gov.uk/>
- (20) <http://www.direct.gov.uk/en/index.htm>
- (21) <http://www.hmrc.gov.uk/about/cap-cap-pilot.pdf>
- (22) Finance Act2007 Sc24
- (23) Finance Act2008 Sc40
- (24) Finance Act2010 Sc1
- (25) Finance Act2010 S35 Sc10
- (26) Finance Act2009 S94
- (27) http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407010852/http://www.hm-reasury.gov.uk/bud_bud04_odonnell_index.htm
- (28) Finance Act 2004 S306-S319
- (29) Finance Act 2007 S108
- (30) Finance Act 2010 S56 Sch17
-